

富良野市チーズ工房設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前				
第1条～第19条（現行どおり）				第1条～第19条（略）				
別表（第11条及び第12条第2項関係）				別表（第11条及び第12条第2項関係）				
富良野市チーズ工房利用料金				富良野市チーズ工房利用料金				
指定管理者に管理を行わせる場合において利用料金は、次に掲げる額の範囲内とする。				指定管理者に管理を行わせる場合において利用料金は、次に掲げる額の範囲内とする。				
（単位：円）				（単位：円）				
農 林 漁 業 体 験 施 設	室名		3時間あたりの利用料 （9時から12時まで、又は13 時から16時まで）	農 林 漁 業 体 験 施 設	室名	単位	利用料金	
	農産加工室	利用料金	2,420		乳製品加工室	3時間	（9時から12時まで、又は13 時30分から16時30分まで）	各室毎 550
		暖房料	480					
	加工体験室	利用料金	1,870		農産加工室			
		暖房料	370					
	乳製品加工室	利用料金	880		加工体験室			
		暖房料	170					
	情報交換室	利用料金	990		情報交換室			
		暖房料	190					

備考

備考

改正後	改正前
<p>1 冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までの期間において徴収する。ただし、期間以外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。</p> <p>2 富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村以外に住所又は事務所を有する者が使用する場合は、3時間あたりの利用料は、利用料金に10割を乗じて得た額を加算する。</p> <p>3 入場料、会費又はこれに類する金銭（以下「入場料」という。）を利用者が徴収する場合は、次の各号に掲げる入場料等の金額の区分に応じ、利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。</p> <p>（1） 入場料等 2,001円以上3,000以下の場合 10割</p> <p>（2） 入場料等 3,001円以上の場合 20割</p> <p>4 商品の展示、即売又は他の営利行為で施設を利用する場合の利用料は、利用料金に10割を乗じて得た額を加算する。</p> <p>5 上記により算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これに切り捨てるものとする。</p>	<p>備付設備、暖房料等の利用料金は、市長が別に定める。</p>